

諮問番号：平成 29 年諮問第 1 号

諮問日：平成 29 年 3 月 22 日

答申番号：平成 29 年度答申第 1 号

答申日：平成 29 年 9 月 12 日

件名：「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料：検察提要 6」に対する利用制限措置について

答申書

第 1 審査会の結論

「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料：検察提要 6」（以下「本件対象資料」という。）に係る資料利用制限措置（国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成 28 年国立国会図書館規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条に規定する資料利用制限措置をいう。以下同じ。）につき、本件対象資料の 277 頁 17 行目の「アメリカ合衆国空軍の一員として」に係る利用禁止の措置は解除すべきである。

第 2 苦情申出人の主張の要旨

1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、国立国会図書館の館長（以下「館長」という。）が本件対象資料の利用を制限したことについて、規則第 2 条第 1 号に該当せず、資料利用制限措置を採る理由がないことから、当該資料利用制限措置を解除すべきというものである。

2 苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

本件対象資料は、規則の制定に伴い廃止された国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規（昭和 63 年国立国会図書館内規第 6 号。以下「旧内規」という。）第 4 条第 1 号に該当するとして、平成 22 年 2 月 25 日付け国図収 100219001 号で「条件付利用（当該部分の利用禁止、資料の貸出し禁止）、期限なし」の利用制限措置が採られたものであり、規則附則第 3 項の規定により、規則第 5 条第 1 項の決定があったものとみなされているものである。

旧内規第 4 条第 1 号は、「その内容が関係者の名誉、プライバシーその他の人権を侵害することが裁判により確定した資料その他その内容を公開することによりこれらの人権を侵害することが客観的に明らかである資料」と規定していたところである。本件対象資料の発行機関である法務省刑事局により、利用禁止を求める申出（平成 20 年 5 月 27 日付け法務省刑公第 22 号）があったが、その後、3 回にわ

たつて資料の利用制限範囲縮減の申出（平成 20 年 8 月 29 日付け法務省刑公第 61 号、同年 10 月 20 日付け法務省刑公第 75 号及び平成 21 年 11 月 24 日付け法務省刑公第 91 号）を経て、上記の利用制限措置の決定が行われたものである。

平成 22 年 2 月 25 日付け国図収 100219001 号による「条件付利用」の利用制限措置は、いずれも参考判例部分の個人名、住所、年齢、所属、階級、出身学校名等の個人情報及び事件の通称名（被告人の個人名）であるが、裁判所が発行する「最高裁判所刑事判例集（刑集）」〔請求記号：CZ-2711-1〕、「高等裁判所刑事判例集（高裁刑集）」〔請求記号：CZ-2711-2〕及び「下級裁判所刑事判例集（下級刑集）」〔請求記号：CZ-2711-6〕並びに「裁判所時報」（最高裁判所事務総局発行）〔請求記号：CZ-773-1〕に判例の全文が掲載されており、いずれも国立国会図書館において閲覧が可能である。また、各判例部分には、個人情報はマスキングされているものの、事件名、裁判所名、判決日、登載判例集の名称及び巻号並びに頁数が記載されており、容易に判例全文を入手可能である。一方で、近年ではプライバシーの意識の高まりなど、社会的要請に応じて判例集において仮名を用いるなどの措置が講じられているものと承知しているが、本件対象資料に掲載されている判例はいずれも昭和 30 年代から 40 年代までに係るものであり、すでに公になっているものであり、さらに本件対象資料でも事件名等の表示は資料利用制限措置を講じていないことから、参考判例部分の一部等につき、資料利用制限措置を採る必要性は時代背景を考慮しても、もはや存しないと考えられる。

また、旧内規第 10 条において、3 年を超えない範囲内において、利用制限等申出資料取扱委員会（以下「委員会」という。）において再審議することが定められていたところ、当該資料については、平成 22 年 2 月 25 日付けの利用制限措置の決定後、再審査が行われておらず、旧内規に違反しており、利用制限措置の決定の効力は当然に失われなければならない。

以上の理由から、当該資料に係る資料利用制限措置には理由がなく、また、旧内規に反した措置が継続している状態にあり、規則において同様に資料利用制限措置を講じることはできず、館長の説明には理由がないことから、当該資料利用制限措置は解除されるべきである。

第 3 調査審議の経過

1 調査審議の経過

平成 29 年 3 月 22 日	諮問
平成 29 年 3 月 28 日	国立国会図書館職員（収集書誌部長ほか）からの説明の聴取、調査（本件対象資料の見分を含む。）・審議
平成 29 年 8 月 28 日	国立国会図書館職員（収集書誌部長ほか）からの説明の聴取、調査（本件対象資料の見分を含む。）

2 本件事案の経緯

苦情の申出書及び館長の説明によると、本件事案の経緯は、次のとおりと認められる。

苦情申出人から、平成 28 年 9 月 12 日に本件対象資料の利用が制限されたとして、同日、規則第 11 条の規定に基づき、本件対象利用に係る資料利用制限措置に関する説明書の交付の求めがあった。

この求めについて、館長は、同年 11 月 10 日付けで、「資料利用制限措置に関する説明書」(国図収 1611092 号)を苦情申出人に交付した。この「資料利用制限措置に関する説明書」において、本件対象資料の資料利用制限措置の内容、期限及び該当する規則第 2 条の号数並びに資料利用制限措置の理由について説明した。

これに対し、苦情申出人は、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 6 日付け文書により苦情を申し出、館長は平成 29 年 1 月 10 日にこれを受領した。

3 館長の説明の趣旨

審査会は、調査審議の過程において、規則第 14 条第 1 項の規定に基づき、館長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めた。その結果、得られた説明の趣旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象資料及び資料利用制限措置の内容

本件対象資料は、「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料：検察提要 6」(請求記号：AZ-721-E3 発行者：法務省刑事局 発行年：昭和 47 年 3 月)である。資料利用制限措置の内容は、条件付利用(本件対象資料の一部の利用禁止、本件対象資料の貸出し禁止)である。

(2) 資料利用制限措置の理由

本件対象資料の被覆を施した部分は、公にすることによりアメリカ合衆国との信頼関係が損なわれるおそれ又は同国との交渉上不利益を被るおそれがあるとして、発行者から利用禁止を求める申出があった部分のうち、個人情報に係るものである。規則第 2 条第 1 号に該当するものとして、条件付利用(当該部分の利用禁止、本件対象資料の貸出し禁止)の措置を採っている。

(3) 苦情申出人の主張に対する所見

苦情申出人は、本件対象資料の判例に係る記載のうち、個人情報に当たる部分を被覆してその利用を制限しているが、判例はいずれも昭和 30 年代から 40 年代までのものであり、他の判例集等において全文が公にされているため、資料利用制限措

置を採る必要性は存しないと主張する。

本件対象資料において利用を制限する部分は、当該資料の発行者である法務省から、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 号に掲げる情報に相当するものであるとして申出があり、委員会における調査審議の結果、個人情報保護に関する近年の社会的意識の変化を考慮すると、個人のプライバシーに関する箇所についてはなお保護する必要があるとの理由により、旧内規第 4 条第 1 号に該当するとされたことを受けて、館長が本件対象資料の利用制限について決定したものである。

本件対象資料に掲載されたものと同じ判決が判例集等に掲載されているが、それらは昭和 30 年代から昭和 40 年代初めにかけて発行されたものであり、当時と現在とでは、個人情報の取扱いについて著しい違いがある。個人情報についての法整備が行われたこともあり、近年では、上記と同様の判例集を始め、裁判所のホームページ上の「最近の裁判例」欄や市販の裁判雑誌等においても、判例を掲載する際には被告人氏名等について仮名で表記する等、個人のプライバシー等の権利利益の保護に対する社会的な要請は格段に高まっているものと認められる。

以上のことから、公表慣行の判断に際しては、旧来の判例集等が採用してきた独自の公表基準やその内容にとらわれるのは相当ではなく、個人情報に関する法律等の趣旨を踏まえ、対象となる資料や情報の個別の性質・内容等を勘案し、現在におけるあるべき公表基準に沿って慎重に検討する必要があると考えられる。苦情申出人が例示する判例集は、裁判実務家や研究者等の実務や研究の参考のために発行されたものであり、そこに記載した内容を広く社会に知らしめることを目的として作成されたものではない。また、発行当時は現在のような広範囲に及ぶ情報流通を想定していなかったものと考えられる。したがって、現在被覆されている部分について、当該判例集に掲載されていることをもって、ただちに法第 5 条第 1 号ただし書イ「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に相当するものとはいえない。

また、個人情報の公開の判断にあたっては、情報を公開することによる利益と公開しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。本件対象資料については、該当する個人情報が参考判例におけるものであること、及び検察官が執務の参考とするためという本件対象資料の発行目的を考慮すると、情報を公開する利益が情報を公開しない利益に明らかに優越するとはいえない。

本件対象資料において利用を制限する部分は、犯罪の被疑者・被告人又は被害者の個人の氏名、年齢、生年月日、住所、所属、経歴及び特定の職業に従事するといった情報であり、当該情報の公開により、個人が特定されることによる不利益又は職業上の偏見による不利益が明らかであることから、「内容を公開することにより個人等の人格的利益を侵害することが明らかである資料」（規則第 2 条第 1 号）であるとして、利用禁止措置を採ったことには理由がある。

次に、苦情申出人は、本件対象資料については平成 22 年以降再審議が行われておらず、再審議について定めた旧内規第 10 条に違反しているため、本件対象資料に係る利用制限措置の決定は当然に効力を失っていると主張する。

本件対象資料に係る利用制限措置についての委員会における審議の経緯は以下のとおりである。

- ・平成 20 年 6 月 5 日（第 71 回委員会）
- ・平成 20 年 8 月 21 日（第 72 回委員会）
- ・平成 20 年 9 月 4 日（第 73 回委員会）
- ・平成 20 年 10 月 22 日（第 74 回委員会）
- ・平成 21 年 11 月 27 日（第 76 回委員会）
- ・平成 21 年 12 月 22 日（第 77 回委員会）
- ・平成 27 年 7 月 24 日（第 84 回委員会）

その間、本件対象資料については、閲覧請求を行ったがその利用を制限された当館利用者が、平成 21 年 2 月 16 日、利用禁止措置の取消と損害賠償を求め訴訟を提起した。東京地裁判決（平成 23 年 8 月 25 日）では、館長には図書館資料の利用を制限する合理的な裁量権が与えられていること、及び当該措置を決定するにあたり職務上通常尽くすべき注意義務を尽くしたことを認め、原告の請求を棄却した。その後、東京高裁において、平成 24 年 6 月 27 日控訴棄却、最高裁において、平成 25 年 9 月 24 日上告棄却とされた。

平成 21 年から平成 25 年にかけては、上記の裁判において本件対象資料に対する利用制限措置の妥当性について審理が行われていることを考慮し、館として当該利用制限措置に関する再審議を行うことを極力控えた。なお、裁判期間中に行われた再審議は、当該資料の発行者である法務省からの利用制限措置縮減の申出を受けてのものである。

また、当該裁判を一つの契機として、当時の利用制限措置の根拠としていた旧内規の全面見直しの必要性を認識し、平成 25 年以降、規則が施行された平成 28 年 4 月 1 日まで、利用制限措置の在り方について順次検討を行った。その間においては、利用制限措置の根拠となる規則が近く制定されることを見据え、当該資料以外の資料も含めた利用制限措置の再審議について、最低限の範囲に絞って行った。

上記の事情により、平成 21 年 12 月から平成 27 年 7 月までの期間においては当該利用制限措置についての再審議は行われず、結果として旧内規第 10 条第 3 号に規定する「3 年を超えない範囲内」を超えることとなった。しかし、旧内規第 10 条第 3 号の規定は、館に再審議を行う義務を課すものではあるが、この再審議を措置の効力継続の要件とはしておらず、また再審議を行わないことにより措置の効力が失われると定めた別の規定もないことから、再審議が行われなかったことで当該利用制限措置の効力が失われるわけではないと考える。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象資料に係る苦情について

本件対象資料に係る苦情は、「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料：検察提要6」に採られている資料利用制限措置は、規則第2条第1号に該当せず、これを解除すべきというものであるが、館長は、規則第2条第1号に該当し、当該資料利用制限措置を妥当としていることから、本件対象資料の見分結果を踏まえ、規則第2条第1号に定める資料への該当性について検討する。

2 規則第2条第1号該当性について

苦情申出人が、判例集等に氏名等が記載されていることを理由に資料利用制限措置を解除し、これを公開すべきとしている部分については、判例集等は、裁判実務家や研究者等の実務や研究の参考のために発行されたものと認められ、また、それらが発行された当時と今日とでは、各種情報の流通範囲や量に甚だしい差異があること、この間に個人情報についての法整備や意識にも著しい変化が生じていると認められること、最近では、市販の判例雑誌等において、訴訟の当事者や関係者の氏名等を明らかにしない方向にあり、近年発行された判例集等においても、訴訟当事者個人の氏名を仮名処理していること等の事情に照らせば、氏名等が記載されている判例集等の存在をもって、公にされているものとは認められない。この点、例えば、法の不開示情報該当性の判断に際しても、法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされているものとは認められないとされているところであり（平成27年度（行情）答申第603号、平成27年度（行情）第408号）、本件対象資料の資料利用制限措置においても、同様の趣旨が当てはまる。

その上で、本件対象資料について、規則第2条第1号に定める資料に該当するか検討する。

本件対象資料の被覆箇所は、判決に記載された訴訟当事者等の個人の氏名、年齢、生年月日、住所、所属、経歴及び職業に係る情報である。

このうち、個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに当たる。個人の年齢及び生年月日は、個人の氏名とともに記載されているものであり、氏名と一体として特定の個人を識別することができるものに当たる。また、個人の所属及び経歴に係る情報は、本件対象資料における前後に記載された情報その他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものに当たる。これらを公開した場合、特定の個人について、刑事事件につき被疑者とされ、さらには被告人として公訴を提起されて判決、とりわけ有罪判決を受け、服役したという事実や犯罪の被害に遭った事実を公開することとなる。本件対象資料において実名等を使用する意義や必要性等を考慮しても、なおこれらの事実をみだりに公開されない権利利益が存すると思料されることから、被覆箇所を公開することにより規則第2条第1号に定める人格的利益の侵害が生

じる。

個人の職業に関する情報については、当該職業に対する社会一般の認識等を鑑みると、特定の個人を識別することが困難であったとしても、これを公開することにより、規則第2条第1号に定める人格的利益の侵害が生じる。

以上の考え方に沿って、本件対象資料の被覆箇所を個別に検討すると、277頁17行目の「アメリカ合衆国空軍の一員として」については、多数が所属する組織の一員であることを示すにすぎず、本件対象資料における前後に記載された情報その他の情報と組み合わせたとしても特定の個人を識別することができる情報と認められず、規則第2条第1号に該当しないものと認められることから、当該箇所に係る利用禁止の措置を解除することが適当である。

その他の被覆箇所は、いずれも個人を識別できる情報であって、個人が特定されることによる不利益が明らかであるものか、又は個人を識別できないとしても名誉等の人格的利益を侵害するものであると認められる。

3 苦情申出人のその他の主張について

旧内規第10条第1項及び第3項において、委員会は、「3年を超えない範囲内において、資料ごとに館長が定める」期間に再審議するものと規定され、本件対象資料の利用制限措置の再審議の期間は3年と決定されていたにもかかわらず、平成21年12月から平成27年7月までの期間において再審議が行われなかったことについて、旧内規第10条第1項及び第3項の規定の趣旨は、一定期間ごとに又は利用制限措置に影響を及ぼすような社会的事情の変化があったと認めるときに、委員会は、当該利用制限措置について再審議し、その結果を館長に報告することを定めているものであって、当該利用制限措置の有効期間を定めたものではない。また、再審議を行わないことによりその効力が失われると定めた別の規定はなく、本件対象資料に係る利用制限措置の決定においても、利用制限措置に特に期限は設けていない。本件では、裁判において本件対象資料に対する利用制限措置の妥当性について審理が行われていることを考慮し、館として当該利用制限措置に関する再審議を行うことを極力控えた等の館長の説明に特段不合理な点はない。

したがって、本件対象資料の利用制限措置について、旧内規第10条第3項に定める期間内に再審議が行われなかったことをもって、当該利用制限措置の決定に係る効力が失われるとはいえない。

4 結論

以上のことから、本件対象資料の被覆箇所について、277頁17行目の「アメリカ合衆国空軍の一員として」は、多数が所属する組織の一員であることを示すにすぎず、本件対象資料における前後に記載された情報その他の情報と組み合わせたとしても特定の個人を識別することができる情報とは認められず、規則第2条第1号

に該当しないものと認められるので、当該箇所に係る利用禁止の措置を解除することが適当である。その余の部分については、これを公開すると規則第2条第1号に定める人格的利益の侵害が生じると認められるので、本件対象資料に係る資料利用制限措置は妥当であると判断した。

第5 答申をした委員

宇賀克也、岸田和明、宍戸常寿